

県南広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年2月18日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 一関北上線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市前沢区生母字田谷1番地1地先から字竹の内14番地2地先まで	新	A m 24.7～5.7	m 1,694.7
		B 50.5～9.1	1,654.6
	旧	A 24.7～5.7	1,694.7

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部
- イ 期間 平成23年2月18日から同年3月18日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 長坂東稲前沢線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市前沢区生母字長根101番地2地先から字下谷記23番地6地先まで	新	A m 18.6～5.7	m 746.9
		B 50.5～11.4	726.0
	旧	A 18.6～5.7	746.9

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部
- イ 期間 平成23年2月18日から同年3月18日まで